

マイナンバー制度に伴う本人確認のための提出書類

平成28年1月から社会保障・税番号制度（略してマイナンバー制度）が施行されています。

建退共制度においても、**平成28年1月1日以降に退職金の請求事由に該当する場合は**「退職所得の受給に関する申告書」兼「退職所得申告書」の提出にあたり退職金を請求される被共済者の方すべてに、**マイナンバー及び本人確認のための書類の提出を求める**こととしております。

遺族請求（被共済者が死亡）の場合は、退職金の支給に係る税務署所定の法定調書（支払調書）を作成する必要があること、また、この法定調書には**被共済者（死亡されたご本人）に加え、請求人（ご遺族）のマイナンバー**を記載する必要があるため、これらの方のマイナンバー及び本人確認のための書類が必要となります。

「退職金請求事由発生年月日」が平成28年1月1日以降の場合が対象です。

様式 第 007号 KN ■ 退職

建設業退職金共済事業本部 殿

請求にあたっては、**退職金請求書**（コピー不可）
（コピー不可）を添えて下さい。

1. 退職金を請求される方についてご記入下さい。

請求年月日		平成		年		月		日		退職金請求事由発生年月日		昭和		平成		年		月		日	
請求	現																				
	フリガナ																				

※太線内の

【 個人番号（マイナンバー）及び本人確認のための提出書類 】

本人確認では、2つのことを確認することになります。

- ① 正しい番号であることの「**番号確認**」
- ② 正しい番号の持ち主であることの「**身元確認**」です。

提出書類は、「1」または「2」のいずれかの写しです。

個人番号と身元確認	
1	個人番号カード （表面と裏面の写し） （表面に顔写真がついたカード）

または

	個人番号確認		身元確認
2	通知カード（表面の写し）	+	運転免許証（写し） 運転免許証をお持ちでない場合は、 健康保険証（写し）または年金手帳（写し） いずれか1点 ※上記3点の身元確認書類をお持ちでない場合はご相談ください。

★ 遺族請求（被共済者が死亡）の場合は、マイナンバー制度に関連しても別途必要な書類がございます。

不明な点や、書類が揃わない場合は
建退共長崎県支部（Tel. 095-826-2285）までお問い合わせください。